

**令和2年度固定資産税の納付のお知らせを発送します**

令和2年度固定資産税納税通知書は、令和2年1月1日時点での所有者さまあてに令和2年5月8日(金)に発送する予定です。

あわせて、口座振替をご利用になられていない人には、第1期から第4期までの各期別の納付書を同封してお送りします。

**問** 市役所1階税務課(11番窓口)  
TEL 25-5013 FAX 25-0940  
(税務課)

**市税などの収納事務を収納代行業者に委託しました**

市税などの収納事務を次の業者に委託しましたのでお知らせします。

**収納代行業者** 地銀ネットワークサービス株式会社：東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

**委託内容** 市税などの公金のコンビニ収納およびスマホ収納事務  
**対象料金など** 市税(市府民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割))、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所(園)保育料および公立保育所副食費、介護保険料

**委託期間** 令和7年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

**提携コンビニなど** MMK設置店、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン・イレブン、タイイー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、PayPay、LINE Pay請求書支払い

**問** 市役所1階税務課(12番窓口)  
TEL 25-5014 FAX 25-0940  
(税務課)

**「福祉なんでも相談窓口」と「ひきこもり相談支援窓口」を開設します**

生活困窮や介護、子育てなど、どこに相談すればよいか分からない福祉に関するさまざまな困りごとを相談できる「福祉なんでも相談窓口」を開設します。

また、ひきこもりでお悩みのご本人やご家族の相談を受け付ける「ひきこもり相談支援窓口」もあわせて開設します。

相談支援員がお悩みをお聴きしながら一緒に考え、お役にたてる情報を提供し、関係機関と連携しながら、解決への道筋を一緒に考えます。相談は解決に向けた第一歩です。ひとりで悩まず、ご相談ください。

なお、窓口だけでなく、電話や市ホームページの相談入力フォームからもご相談いただけます。

<b>ところ</b>	市役所1階健康福祉部地域福祉課地域福祉係(19番窓口)
<b>開設日</b>	月曜日～金曜日 (※祝休日、年末年始を除く)
<b>開設時間</b>	午前9時から午後5時まで ※窓口にお越しいただく場合は、事前にご連絡いただくと確実です。
<b>電話番号</b>	25-5029
<b>相談入力フォーム</b>	「福祉なんでも相談窓口」 <a href="https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/soudan.html">https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/soudan.html</a>
	「ひきこもり相談支援窓口」 <a href="https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/hikikomorisoudan.html">https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/hikikomorisoudan.html</a>

※相談入力フォームでの緊急対応はできませんので、ご了承ください。

**問** 市役所1階地域福祉課地域福祉係(19番窓口) TEL 25-5029 (直通)  
(地域福祉課)

**国民年金のお知らせ**

■■ こんなときは届け出を ■■

国民年金被保険者期間中(20歳以上60歳未満)に被保険者の種別などが変更になる場合は、届け出が必要です。なお、手続きの際には本人確認ができるもの(運転免許証など)を忘れずにお持ちください。

○自営業・学生など(第1号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先	年金手帳
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先	年金手帳

○会社員・公務員(第2号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
退職(職場の年金を脱退)した	第1号被保険者	市役所	年金手帳、印鑑、離職票など退職日の分かる証明書類
退職し、すぐに再就職した	第2号被保険者	新しい勤務先	年金手帳
会社員・公務員と結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先	年金手帳

○会社員・公務員に扶養されている配偶者(第3号被保険者)

こんなとき	変更後の種別	届け出先	必要な書類など
配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	市役所	年金手帳、印鑑、離婚・死別した年月日が確認できる証明書類、扶養からはずれた年月日が確認できる証明書類
収入が増えて配偶者に扶養されなくなった			年金手帳、印鑑、扶養からはずれた年月日が確認できる証明書類
配偶者が退職して第1号被保険者になった			年金手帳、印鑑、離職票など配偶者の退職日が分かる証明書類
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先	年金手帳
配偶者が退職し、すぐに再就職し、引き続き扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の新しい勤務先	年金手帳

**問** 市役所1階市民課国民年金係(4番窓口) TEL 25-5020 FAX 25-5021  
(市民課)